

令和6年度 自家用電気工作物の 立入検査の概要について

北海道産業保安監督部 電力安全課

1. 立入検査計画

当部では、自家用電気工作物設置者の自主保安の取り組みを把握するため、電気事業法第107条に基づく立入検査を実施し、保安規程の遵守状況、電気主任技術者の執務状況及び電気工作物の維持・管理状況等について検査を行っております。

立入検査については、毎年、地域及び保安状況の確認の必要性により、当部として立入検査を必要と判断した事業場において年次計画を策定し、立入検査を実施しました。

2. 立入検査結果

(1) 立入検査件数

令和6年度の立入検査実施件数は、14件で、立入検査地域（札幌以外は総合振興局・振興局管内別にて分類）として、札幌、石狩、後志、空知、十勝及び日高の6地域において実施したので、実施状況及びその結果について紹介します。

実施状況については、電気主任技術者の選任形態別では、保安管理業務の外部委託制度を利用している事業場が9件となっております。（表1参照）

表1 立入検査実施状況（選任形態別）（単位：件）

	札幌	石狩	後志	空知	十勝	日高	合計
選任	2						2
統括							0
許可	1			1			2
兼任		1					1
外部委託	2	1	2	1	1	2	9
合計	5	2	2	2	1	2	14

規模別では、高圧の100kW以上300kW未満の事業場が9件、300kW以上500kW未満の事業場が1件、500kW以上の事業場が2件で、特別高圧の事業場が2件となっております。（表2参照）

表2 立入検査実施状況（規模別）（単位：件）

	低圧	高圧(kW)					特別高圧	合計
		～49	50～99	100～299	300～499	500～		
選任							2	2
統括								0
許可				1	1		—	2
兼任				1			—	1
外部委託				7		2	—	9
合計	0	0	0	9	1	2	2	14

立入検査の結果は、実施した14件のうち5件の事業場で改善指示事項があり、保安管理上の問題があると認められました。（表3参照）

表3 立入検査の結果（規模別）（単位：件）

	確認事項				合 計
	なし	1～2件	3～4件	5件以上	
選 任	2				2
統 括					
許 可	1	1			2
兼 任	1				1
外部委託	5	4			9
合 計	9	5			14

注1. 「確認事項」とは、主任技術者の執務状況、保安規程関係、電気設備関係の改善指示で書面で確認したもの。

2. 外部委託事業場の場合、設置者の責によらず、保安業務受託者の責に属するものについては、指示をしていない場合もある。

（2）立入検査実施事項

立入検査における検査内容については、電気主任技術者の執務状況、保安規程の続き及び遵守状況、電気工作物における技術基準の適合状況を基本とし、必要に応じて、より詳細に検査を行う事項等を設定し、机上、現場検査を実施しています。

具体的には次のとおりです。

<机上検査>

- ・設置者の電気保安意識
- ・電気主任技術者の執務状況（巡視、点検、測定並びに改修指示、保安教育等）
- ・不良電気工作物の改修状況
- ・関係書類の保管・整備状況
- ・関連の手続き状況
- ・その他

<現場検査>

- ・GR付きPASの設置状況
- ・高圧ケーブル、電気室またはキュービクル等の施設状況
- ・PCB使用電気機器の使用・保管状況
- ・その他

（3）電気主任技術者の執務、保安規程遵守状況及びその他手続き関係の改善指示について

立入検査を実施した結果、電気主任技術者の執務状況については、適切に保安監督の職務を実施しており、改善指示事項はありませんでした。

保安規程の手続き、遵守状況に関しては、4件、及びその他手続き・遵守状況に関しては、1件の改善指示事項が認められ、文書による確認を行っております。

上記改善指示事項の内容は、「点検頻度が実際と相違」が1件、「保安規程が届出られていない」が1件、「保安に従事する者に対して保安教育を実施していない」が2件、及び「外部委託承認申請がされていない」が1件となっており、このうち、「保安規程が届出られていない」、「保安に従事する者に対して保安教育を実施していない(2件)」、及び「外部委託承認申請がされていない」の4件の指摘は、外部委託事業場の改善指示となっています。

これらの指示背景としては、**保安管理業務の受託者として、自家用電気工作物設置者に対する十分な指導・助言をしなかったために、設置者として認識すべきことが十分に理解・意識されていないことが共通的に考えられます。**

立入検査で確認された事項ではありませんが、この「保安管理業務の受託者として、自家用電気工作物設置者に対する十分な指導・助言をしなかった」為に発生した事象として、令和4年度、及び令和5年度には、**法定手続きの不適切事案として、非常用予備発電装置（ばい煙発生施設）に係る工事計画届出書（設置）が届出されていないまま工事に着工したことが判明し、電気事業法48条第1項及び第2項の規定の違反に対し、指導を行っております。**令和6年度に同様な不適切次案はありませんでしたが、同様な不備が生じることなく、電気事業法に基づく法令手続きを適切に行っていただきますようお願いいたします。

（4）電気設備の改善指示について

立入検査を実施した結果、電気設備については、1件の不良事項について、文書による改善指示を行っております。

上記改善指示の内容は、「**負荷設備の電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない(1件)**」となっています。

14件の立入検査実施事業場中、1件とはいえ、設備の不備事項が認められたということは、今回の検査外の事業場についても、設備の不備が内包されていることが想定され、火災・感電・波及事故等の電気事故の未然防止に支障をきたすこととなります。

したがって、**設備の不備事項を早期に発見し、適切な対応をとることが必要であり、保安規程に基づく「巡視・点検」を電気設備の安全使用に必要不可欠な手段と捉え、確実に実施していただくようお願いいたします。**

なお、絶縁抵抗値の低下等、設備不良の原因には、様々なものが考えられますが、**老朽劣化による事例も数多く認められており、定期的な点検等による健全性の確認に加え、設備の更新も重要な対策とされておりますので、設備の老朽劣化が懸念される事業場においては、設備の更新や補修・改修に多額の出費を強いられることも多々ありますが、予算措置も含めて計画的な対応を図られるよう重ねてお願いいたします。**

4. おわりに

令和6年度の立入検査結果を総括すると、保安管理上の問題として、「保安規程手続き状況」、「保安規程遵守状況」が指摘され、設備の不良事項についても指摘されており、立入検査を実施した事業場に限らず、各事業場においても、少なからず問題が内在している状況と認識されます。

電気事業法において自家用電気工作物は、その**設置者による自主保安が原則**となっており、その根幹は、**技術基準への適合**を念頭に自ら**保安規程を定めてその規程を遵守すること**、そして電気主任技術者（外部委託の受託者を含む、以下同じ）を選任し、**電気主任技術者による自主保安状況の管理・監督**をすることにあります。

保安規程については、自家用電気工作物設置者をはじめ、電気保安に携わる方々におかれましては、その意義及び自主保安に占める重みを今一度再認識していただきますようお願いし、電気主任技術者については、電気主任技術者及び設置者共々その職責が重大であることを認識し、設置者における自主保安の重要な要員であることを今一度再認識していただきますようお願いいたします。

また、電気設備の不良が認められることは、設備の破損、感電、火災、波及事故等の電気事故・トラブルの発生に至る可能性があり、設置者における設備被害のみならず、他の者へ被害が及ぶ場合も考えられます。

このため、**設置者は、電気事故に伴う被害・損失を十分に認識し、電気主任技術者においても設置者に対し、電気設備の不良を放置した場合に想定される被害・損失を**

十分に説明いただき、自家用電気工作物の適切な点検、計画的な更新、早期の補修、改善等の措置がとられるようお願いします。

なお、経済産業省では、近年の社会情勢の変化に応じて機動的な制度改革を行っており、例えば、電気保安分野におけるスマート化の推進や再エネの導入拡大に合わせて、令和4年10月より、サイバーセキュリティの確保と保安規程への記載が必要となっております。

設置者及び電気主任技術者におかれましては適宜、最新の法令等について確認の上、電気保安に携わる方々への情報共有をしていただくとともに、必要な場合は保安規程変更等の手続きをお願いします。

今後とも計画的・機動的な立入検査の実施を通じ、電気事故防止の一助とするため、関係者に対する適切かつ迅速な指導、情報提供等を行っていきたいと考えていますので、引き続き、自家用電気工作物の自主保安の確保にご尽力いただきますよう、よろしくお願いします。